

商工業の振興及び労働行政に関する事業に係る宝塚市後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工業の振興及び労働行政に関する事業に係る宝塚市の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において後援とは、市が事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、宝塚市とする。

(許可の基準)

第4条 市長に対し、後援名義の使用を許可することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (3) 報道機関、学術研究機関
- (4) 特定非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 商工業の振興に資する任意団体等
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 商工業の振興または労働行政に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 事業の趣旨が明らかに営利を目的としていないもの
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の思想、史観又は主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等と関わりがない又はそのおそれのないもの
- (7) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (8) 行政運営に支障をきたさないもの

(申請)

第5条 後援名義の使用の許可を受けようとする団体は、後援名義許可申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 事業の実施要綱、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 賞状交付の許可もあわせて受けようとするものは、その旨を申請書に記載するとともに、

次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案

(2) 当該事業の賞のリスト

(通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可について申請者に速やかに通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 後援名義の使用許可を受けたものは、当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(責任の所在)

第8条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、市長が責任を負うものではない。

(経費の負担)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を市長は行わない。

(許可の取消)

第10条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(2) 許可の基準を満たさなくなったとき。

(3) 許可の条件を履行しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(事業の報告)

第11条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 事業のパンフレット、プログラム、記録写真その他事業の内容が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。